

質問書に対する回答

(工事名) 京葉道路 受配電自家発電設備更新工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1	特記仕様書3-5-3	電力メータ(スマートメータ)と記載がありますが、スマートメータの仕様についてご教授お願いします。また、検定証印付きとしなければならない対象電力メータをご教授お願いします。	電力メータ(スマートメータ)の仕様については、特記仕様書3-5-3に記載の通りとなります。
2	図面番号01-01,02-01,03-01,04-01,05-01,07-01,09-01	単線結線図では変圧器盤のWHメータが電子式計器と一緒に記載になっているが、WHメータをスマートメータ(検定付き)にする必要はありますでしょうか。スマートメータの場合はCTを計器用とWHメータ用で分ける必要があります。また、計器(電流計)もWHメータと分ける必要があります。(検定付きにする場合、WHメータとCTは一緒に検定する事が必須となります)	マルチメータ(電子式計器)については機材仕様書(17101号)2-4-2(14)に記載の通りです。
3	図面番号21-01	電力メータ(スマートメータ)について変圧器盤・所内変圧器盤内の電力メータが自動検針盤(端末伝送中継器)と接続し、受電盤・低圧動力盤・低圧電灯盤の電力メータは接続しないという認識でよろしいでしょうか。	特記仕様書3-5 自動検針設備に記載の通り、端末伝送器にはすべての電力メータ(電子式計器のWHを含む)を接続してください。
4	遠方監視項目表	遠方監視項目表の積算項目に受電電力量をパルス出力する項目がありますが、パルス出力する電力メータは検定証印付きとしなければならないでしょうか。	個別WHは特記仕様書3-5-3に記載の通り、すべて検定付でお願いいたします。なお、主幹をはじめとしたマルチメータ(電子式計器)は機材仕様書(17101号)2-4-2(14)に記載の通りです。
5	特記仕様書2-3-4(1)(2) 図面番号04-01	設計図04-01では自動調光装置・輝度計が実線となっておりますが、新規手配という認識でよろしいでしょうか。(貝塚、大宮以外の電気室は既設流用の点線になっています)特記仕様書P20 2-3-4(1)の更新項目には「自動調光装置受光部」の記載がありません。	図面に記載の通り、自動調光装置は更新となり、輝度計(トンネル用)は既設流用となります。特記仕様書2-3-4(2)撤去に記載の自動調光装置受光部はトンネル用ではなく、明かり部用受光部となります(設計図04-13参照)。また、自動調光装置受光部については未使用の為、撤去のみとなります。
6	特記仕様書2-3-7(1)(2) 図面番号09-01	設計図09-01では自動調光装置・輝度計が実線となっておりますが、新規手配という認識でよろしいでしょうか。(貝塚、大宮以外の電気室は既設流用の扱いになっています)特記仕様書P20 2-3-7(1)の更新に「CDS受光部」の記載があります。	図面に記載の通り、自動調光装置・CDSともに更新となります。
7	図面番号01-01,02-01,03-01,04-01,05-01,07-01,09-01	受電盤・変圧器盤のVTが既設機器となっておりますが、既設盤から流用するという認識でよろしいでしょうか。既設流用の場合には設置個所、一次側配線又は導体作成に影響が出る為、新設扱いとしたいです。既設流用ならばVTの寸法がわかる図面を頂きたいです。	受電盤(新設)を新設対象の線で記載している通り、すべて新設となります。